

## 新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>福岡県バス対策協議会運営要領</b></p> <p>第1条（略） （路線の休止又は廃止に係る意向の申し出）</p> <p>第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までの届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。</p> <p>（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2）休止し、又は廃止しようとする路線 （3）休止又は廃止の予定日 （4）休止に係る場合は、予定する休止の期間 （5）休止又は廃止を必要とする理由</p> <p>2 バス事業者は、休止し、又は廃止しようとする路線が生じた場合、市町村が休廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに県及び関係市町村に対し、前項各号及び次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。</p> <p>（1）路線図 （2）輸送量（過去3年間の輸送人員等） （3）運行状況（運行回数等） （4）収支状況（過去3年間の営業収支実績等） （5）当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容 （6）利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）</p> <p>3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。</p> <p>4 前3項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、6月前までの申し出を省略することができる。</p> <p><u>（1）バス事業者が、道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に基づきバス路線を廃止する場合</u></p> <p><u>（2）バス事業者が、九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成14年1月23日九運公福第51号）に基づきバス路線を廃止する場合</u></p> <p><u>（3）他のバス事業者による代替輸送手段の確保又はその確保見込みがあり、かつ利用者の利便を阻害しないと会長が認める場合</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>福岡県バス対策協議会運営要領</b></p> <p>第1条（略） （路線の休止又は廃止に係る意向の申し出）</p> <p>第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までの届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。</p> <p>（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2）休止し、又は廃止しようとする路線 （3）休止又は廃止の予定日 （4）休止に係る場合は、予定する休止の期間 （5）休止又は廃止を必要とする理由</p> <p>2 バス事業者は、休止し、又は廃止しようとする路線が生じた場合、市町村が休廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに県及び関係市町村に対し、前項各号及び次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。</p> <p>（1）路線図 （2）輸送量（過去3年間の輸送人員等） （3）運行状況（運行回数等） （4）収支状況（過去3年間の営業収支実績等） （5）当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容 （6）利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）</p> <p>3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。</p> <p>4 前3項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、6月前までの申し出を省略することができる。</p> <p>（1）バス事業者が、九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成14年1月23日九運公福第51号）に基づきバス路線を廃止する場合</p> <p>（2）他のバス事業者による代替輸送手段の確保又はその確保見込みがあり、かつ利用者の利便を阻害しないと会長が認める場合</p>

5 第4項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、国土交通大臣への届出提出後、速やかに国土交通大臣への届出書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

第3条～第7条（略）

（地域公共交通会議の取扱い）

第8条 道路運送法施行規則第9条の2に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。

2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

第9条～第10条（略）

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月 日から施行する。

5 第4項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、国土交通大臣への届出提出後、速やかに国土交通大臣への届出書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

第3条～第7条（略）

（地域公共交通会議の取扱い）

第8条 道路運送法施行規則第9条の2に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。

2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、協議会の会長にその結果を報告するものとする。

第9条～第10条（略）

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。